

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定による令和2年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和2年4月14日

静岡県知事 川勝平太

1 試験日時

令和2年8月1日（土）午後1時から午後2時30分まで

2 試験会場

静岡県立科学技術高等学校（静岡市葵区長沼500-1）

受験者数等によっては、その他の会場となる場合がある。

3 試験の種目

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

- (1) 学科試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては、毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては、毒物及び劇物取締法施行規則別表第2に掲げる劇物に限る。）

- (2) 実地試験（筆記により実施する。）

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては、毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては、毒物及び劇物取締法施行規則別表第2に掲げる劇物に限る。）

5 出願書類

- (1) 試験願書（各健康福祉センター（本所、支所、分庁舎、保健支援室）、静岡市保健所（本所、清水支所）、浜松市保健所（本所、浜北支所）で配布するものを使用する。）
- (2) 戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（同法第30条の45に規定する外国人住民にあっては、同条の国籍等）を記載したものに限る。）又は戸籍記載事項証明書（出願前3か月以内のもの）
- (3) 写真（大きさは、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルとし、出願前3か月以内に撮影した正面向き脱帽上半身像で無背景のもの）

6 試験手数料

10,500円の静岡県収入証紙を試験願書に貼って納入するものとする。

7 受験願書

(1) 願書の配布

令和2年5月8日（金）から各健康福祉センター（本所、支所、分庁舎、保健支援室）、静岡市保健所（本所、清水支所）、浜松市保健所（本所、浜北支所）で願書を配布する（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）。

(2) 願書の受付期間

令和2年5月18日（月）から令和2年5月22日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。

8 受験願書の受付場所

原則として、住所地を管轄する健康福祉センター（本所、支所、分庁舎、保健支援室）、静岡市保健所（本所、清水支所）、浜松市保健所（本所、浜北支所）。

静岡県外の居住者は、最寄りの健康福祉センター（本所、支所、分庁舎、保健支援室）、静岡市保健所（本所、清水支所）、浜松市保健所（本所、浜北支所）。

9 合格者の発表

令和2年8月31日（月） 午前10時

静岡県庁本館玄関前掲示板、県ホームページ(<http://www.pref.shizuoka.jp/>)、各健康福祉センター（本所、支所、分庁舎、保健支援室）、静岡市保健所（本所、清水支所）、浜松市保健所（本所、浜北支所）において合格者の受験番号を掲示する。